

平成二十年一月十一日受領
答弁第三五六号

内閣衆質一六八第三五六号

平成二十年一月十一日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する第三回
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する第

三回質問に対する答弁書

一及び二について

政府は、先の答弁書（平成十九年十二月二十五日内閣衆質一六八第三三六号）一及び四について述べたとおり「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下「宣言」という。）については、政府部内で必要に応じて連絡を取り合ってきており、当該連絡については、関係省庁間の連絡等様々な形態があり得るが、会議要旨等の形式で記録にしているものではなく、そのすべてについてお答えするのは困難である。政府としては、宣言に関する外部からの照会に対しては必要な説明を行ってきており、適切に対応しているものと考えている。

三について

政府としては、国際連合における宣言の採択以前から先の答弁書（平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五三号）三及び四について述べたような施策への協力又は施策の推進を実施しており、当該答弁書で述べたような施策への協力又は施策の推進を着実に実施していくことが肝要と考えている。